

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年 9月 1日～ 2026年 8月 31日までの 2年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

#### <対策>

- 2024年9月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2024年9月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

#### <対策>

- 2024年9月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2024年9月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

#### <対策>

- 各年3月 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況をとりとめる
- 各年3月 年次有給休暇の取得状況を個別に知らせ、必要に応じ、年次有給休暇の取得を促す。